

八雲町地域おこし協力隊員募集要項（農業支援員）

八雲町は、広い面積と自然環境を生かした農業及び漁業を基幹産業とする町です。

八雲町の農業地帯は大きく八雲地区、落部地区、熊石地区に分けられ、八雲地区は酪農を、落部地区は水稻（もち米団地）と軟白ネギ・花きなどの複合経営、熊石地区は野菜を中心に経営されています。水稻農家では昭和63年より水稻の補完作物として夏場の冷涼な気候条件を活かした軟白ねぎ・花きを中心とした施設栽培を始め、現在では道内有数の産地となっていますが、人口減少と少子高齢化による農業後継者不足が課題となっています。

このため、農業に興味・関心があり、将来的に八雲町で農業に従事することを目指し、*施設野菜栽培業務を通じて農業技術を習得する地域おこし協力隊を下記により募集します。

※受入先農家の指導のもとで施設野菜を中心としたハウス栽培（軟白ネギ、ほうれんそう等）の農作業に従事しながら、栽培から収穫までの作業を実践し、幅広い農業経験を積んでいただきます。

記

- 1 募集人数 1～2名
- 2 採用予定日 随時
- 3 募集職種 農業支援員

4 募集職種概要等

農家の農作業等（主にビニールハウスでの軟白ネギ等の栽培）に従事することで農業経営に必要な技術・知識を習得することができる仕事です。

また、地域農業の担い手づくりや農業における労働力の確保と合わせて、地域活動を支える人材として、農業振興や地域活性化を目標に農業支援員としての業務及び広報、SNSによる隊員活動や町の魅力に関する情報発信を行っていただきます。

（業務内容）

農業に対する正しい見方、知識を得ることを目的に軟白ネギ等の栽培、収穫、選別等の業務を行っていただきます。

【勤務時間】

8時00分～17時00分（収穫・選別等）

【休憩時間】

朝：10時00分～10時15分

昼：12時00分～13時00分

夕：15時00分～15時15分

5 募集対象

- (1) 3大都市圏（首都圏・中京圏・近畿圏）を始めとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住で八雲町に居住し、八雲町に住民票を移すことが可能な方
- (2) 普通自動車運転免許を取得している方（※A T限定不可）
- (3) ワード、エクセルなどの一般的なパソコン操作のできる方
- (4) 地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし協力隊の活動に意欲と情熱を持って取り組める方
- (5) 地域活性化のための新たなビジネスづくりに関心をお持ちの方
- (6) 農業関連の仕事に関心をお持ちの方
- (7) 八雲町内に居住できる方

6 勤務地 八雲町内の研修受け入れ農家

7 勤務時間等

- (1) 勤務日数は週5日ですが、勤務となる曜日はシフトによって異なります。
- (2) 勤務時間は、1日につき7時間30分です。
- (3) 年次有給休暇、忌引休暇のほか、フレックス休暇5日間などの特別休暇があります（会計年度任用職員制度に基づく）
- (4) 副業は、本業（協力隊業務のこと）に支障のない範囲で可能ですが、事前の許可が必要です。

8 雇用形態及び任期

- (1) 八雲町の会計年度任用職員として八雲町長が委嘱します。
- (2) 任期は、採用日から1年以内とし、最長3年まで延長することができます。

9 待遇及び福利厚生等

(1) 賃金：月額**250,645円**

※上記の月額賃金に加え、11月～3月は寒冷地手当が支給されます。

- ・世帯主（扶養あり）／月17,500円
- ・世帯主（扶養なし）／月12,200円
- ・その他 ／月 7,000円

- (2) 通勤手当を支給します。
- (3) 健康保険、厚生年金、雇用保険等に加入します。
- (4) 赴任旅費として、交通機関運賃を基準に基づき町が50,000円を上限に支給します。
- (5) 町が住宅を借り上げ、住宅借上料の月額から町が50,000円を上限として負担し、残りは自己負担とします。光熱水費等は自己負担とします。

10 応募方法

(1) 応募用紙(様式1、町ホームページにてダウンロード可)を全て記載し、写真を貼付のうえ、メールで提出してください。受付は随時実施しております。なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 問い合わせ、応募先

〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町138番地

八雲町役場 政策推進課 企画係

電話：0137-62-2300 メール：seisaku@town.yakumo.lg.jp

11 選考

(1) 1次選考 書類選考を実施します。

(2) 2次選考 1次選考合格者を対象に面接試験(対面・オンライン応相談)を実施します(面接試験に係る交通費や通信料等の支給はありません)。詳細な日時等は1次選考結果を通知する際にお知らせします。

(3) 健康状態の確認 2次選考合格者(採用内定者)は健康診断を受診していただき、診断書を提出していただきます(診断書料は町が負担)。

12 その他

募集に関する質問は、電話又はメールで行ってください。質問に対する回答は、質問者に対して電話又はメールで回答します。